

# 「さいたま市手話言語条例(素案)」に対する意見募集結果(案)

## 条例素案に対する修正等のご意見

意見番号	ご意見の概要	該当条項	件数	ご意見に対するプロジェクトチームの考え方	修正等の対応
1	<p><b>【ろう者の定義①】</b> ①第2条の定義について、目が見えないろう者もいますので、「ろう者以外の者」の定義をはっきり解るように、追加した方が良い。</p>	第2条	1	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 第2条の定義規定は、本条例中の用語の意義を定めるものであり、同条第2号において、ろう者を「聴覚に障害のある者であって、手話を言語として使用して日常生活及び社会生活を営むものをいう。」と定義しています。ろう者を定義することで、ろう者以外の者を明らかにする構成としています。目が見えないろう者の方で触手話等を言語として使用して、日常生活及び社会生活を営む方は、ろう者として本条例の適用を受けるものと考えています。</p>	素案のとおりといたします。
2	<p><b>【ろう者の定義②】</b> ①全体的に手話を必要としている人たちの定義が「ろう者」となっていますが、対象を「ろう者・難聴者・中途失聴者」に修正した方が良いのではないのでしょうか。 ②第二条(2)ですが、手話はろう者のみが使っているわけではありません。手話を必要とする者 ろう者、中途失聴者、難聴者、盲ろう者等といった感じで対象の幅を広げるべきではないのでしょうか？ ③条列文にはろう者とろう者以外としかないので、難聴者、中途失聴者も明記して欲しいです。手話を使用するのは、ろう者だけでなく、難聴者、中途失聴者もいます。明記されていると、より多くの人々に配慮がされ、生活しやすい環境が整うと思います。 ④手話を使うのはろう者だけではない。難聴者、中途失聴者も文面に入れて欲しい。 ※東京都はきちんと難聴者、中途失聴者も表記されています。</p>	第2条第1項第2号	4	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 第2条の定義規定は、本条例中の用語の意義を定めるものであり、同条第2号において、ろう者を「聴覚に障害のある者であって、手話を言語として使用して日常生活及び社会生活を営むものをいう。」と定義しています。ご指摘の中途失聴者、難聴者及び盲ろう者については、当該定義に該当する方であれば、ろう者として本条例の適用を受けるものと考えています。</p>	素案のとおりといたします。
3	<p><b>【ろう者の定義③】</b> ①第2条(2)聴覚に障害のある者であって を 聴覚に障害のある者のうち と改める。 手話を言語とする者は、聴覚障害者をピラミッドに例えるとてっぺんの三角錐の部分でしかない。「であって」という言い方では、一部という見方が持ちにくく、一般の人は障害のある者すべてととらえてしまう。「者のうち」と変えることで一部というイメージが出てくる。 手話が言語でない聴覚障害者は、手話でないと意思疎通ができないという先入観を持たれてしまうことに逆に苦しんでいる。言語と認めるブームともいえるが、逆に聴こえない人＝手話というステレオタイプを作り出している。手話でしか話が理解できないと思われ、敬遠される手話が言語でない聴覚障害者は多い。</p>	第2条第1項第2号	1	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 ご指摘のとおり、修正します。</p>	ご意見を踏まえ、修正しました。
4	<p><b>【手話通訳者等の定義】</b> ①第2条 手話通訳者等 手話通訳を行う者その他の手話に関わる者をいう。 について読点がないためわかりにくいので、手話通訳者等 手話通訳を行う者と、その他の手話に関わる者をいう。と修正した方が良い。</p>	第2条第1項第3号	1	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 法令用語において「その他の」は、「その他の」の前にある名詞(名詞句)が、「その他の」の後にある、より意味内容の広い名詞(名詞句)の例示としてその中に含まれる場合に用いるものです。その際は「その他の」の前には読点を使用しないこととされています。</p>	素案のとおりといたします。
5	<p><b>【基本理念①】</b> ①第3条について、各教育機関において、カリキュラムの中に手話やきこえない人について学ぶ機会を作るような文言を入れてはどうか。</p>	第3条	1	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 本条例では、個別具体的な施策など細目的事項は、施策の推進方針として別に定める運用としています。</p>	素案のとおりといたします。
6	<p><b>【基本理念②】</b> ①第3条のタイトル「基本的理念」と条文の「手話の普及は、次に掲げる…」について、100%リンクしていない。「手話の理解と普及は、次に掲げる…」に、追加修正した方が良い。</p>	第3条第1項	1	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 頂いたご意見を踏まえ、修正します。</p>	ご意見を踏まえ、修正しました。
7	<p><b>【基本理念③】</b> ①第3条 基本理念について ろう者や聞こえにくい人には、聴力を失った年齢、生まれ育った環境、手話を獲得・習得した年齢など、実に様々な背景がある。日本語を母語として成人した中途失聴者・難聴者が習得した手話は「日本語対应手話」、ろう者の手話は「日本手話」と分ける考え方があるが、手話は一つの言語であることを共通理解としていくことから、(2)手話には地域で…固有の表現があり、また、手話を獲得・習得した年齢や背景などによりさまざまな表現があることを理解すること。と修正・追加した方が良い。</p>	第3条第1項第2号	1	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 頂いたご意見を踏まえ、修正します。</p>	ご意見を踏まえ、修正しました。
8	<p><b>【市の責務①】</b> ①第4条に下記を追加願います。 小学校・中学校・高校・大学で手話を学ぶ時間を作る。</p>	第4条	1	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 本条例では、個別具体的な施策など細目的事項は、施策の推進方針として別に定める運用としています。</p>	素案のとおりといたします。
9	<p><b>【市の責務②】</b> ①第4条 市の責務において、2 市民の理解を深める…とあるので、市民および事業者と修正した方が良い。</p>	第4条第2項	1	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 頂いたご意見を踏まえ、修正します。</p>	ご意見を踏まえ、修正しました。
10	<p><b>【市民等の役割】</b> ①第5条 市民等の役割について、2 市民の理解の促進…とあるので、市民および事業者と修正した方が良い。</p>	第5条第2項	1	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 頂いたご意見を踏まえ、修正します。</p>	ご意見を踏まえ、修正しました。
11	<p><b>【事業者の役割】</b> ①第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。ここに事業者の役割として、聞こえる従業員が手話を学びたいと希望するときには、協力することを付け加えるのが良いと思います。理由はその方が、環境の整備がハード面に限らないことが伝わりやすいと考えるからです。 ②第6条(事業者に役割)について 基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスの提供やろう者が働きやすい環境の整備に努めるとありますが、さらに具体的に、事業者に何が求められているのかわかる環境整備の例を挙げたほうが良いと思います。 ③第6条 ろう者が働きやすい環境を整備するという部分について、事業者が読んでイメージしやすいように、もう少し具体的に記してほしい。</p>	第6条	3	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 ろう者が働きやすい環境の整備については、条例の運用の中で具体化が図られることが望ましいと考えています。 頂いたご意見については、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。

意見番号	ご意見の概要	該当条項	件数	ご意見に対するプロジェクトチームの考え方	修正等の対応
12	<p><b>【施策の追加】</b>  ①第7条の各項以外について、現在が何らかの形で職員や小学校で手話学習を実施している事業と事業者への情報提供が必要と考えるので、追加した方がよい。  ・さいたま市職員が手話に関する理解を深め、手話を学べることができる学習環境の施策  ・公立学校の教員、生徒及び生徒の保護者が手話に関する理解を深め、手話を学べる学習環境の施策  ・医療、介護、保健又は福祉に係るサービスを提供する事業者が行う、手話を必要とする者がサービスを利用しやすい情報提供の施策</p> <p>②さいたま市の行事で手話通訳がつき、テレビ放映される際に、手話通訳者がテレビに映っていない。市の行事の時には、きこえる人と同じように情報を得られるよう条文に入れてほしい。(同様意見他1件)</p>	第7条	3	<p>貴重なご意見ありがとうございます。  本条例では、個別具体的な施策など細目的事項は、施策の推進方針として別に定める運用としており、実効性を高めるため、市は施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものと規定しています。  頂いたご意見は、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
13	<p><b>【施策の推進方針①】</b>  ①最終的には、さいたま市民がいつでもどこでも手話で自由に語り合える社会になるような条例、施策につながる方がよい。施策方針に「手話で自由に語り合える社会を目指す」という内容が明記されてほしい。(今のままでも最終的な目標は同じ意味だと思うが…)(第7条)</p>	第7条	1	<p>貴重なご意見ありがとうございます。  条例の目的として定める第1条において、「手話の普及に関する施策の推進に必要な基本的事項を定めることにより、総合的かつ計画的な施策の推進を図り、もってろう者とう者以外の者が共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。」としています。こちらに、ご指摘の内容が含まれていると考えます。</p>	素案のとおりといたします。
14	<p><b>【施策の推進方針②】</b>  ①市民のより深い理解を得るために、「ろう者に対する市民等の理解及び手話教育の促進、普及に関する施策」とした方がよいと思います。</p>	第7条第1項第1号	1	<p>貴重なご意見ありがとうございます。  第3条で基本理念として、手話の普及における基本的な考え方を定めています。第3条第3号において「ろう者とう者以外の者が相互に人格と個性を尊重しながら共生することを基本として、ろう者とう者以外の者が手話により意思疎通を行う権利を尊重すること。」を旨として手話の普及を行うこととしており、手話を広めていき共生社会を目指す中でろう者に対する理解も深まっていくものと考えます。</p>	素案のとおりといたします。
15	<p><b>【施策の推進方針③】</b>  ①第7条(3)について、「手話を選択しやすい環境」よりも、「手話及び筆談ができる環境」の方が表現が明確でわかりやすいと思います。</p>	第7条第1項第3号	1	<p>貴重なご意見ありがとうございます。  本号は、手話の普及を目的とした本条例の理念により、手話によるコミュニケーションを取りやすくするための施策として規定したものです。</p>	素案のとおりといたします。
16	<p><b>【施策の推進方針④】</b>  ①第7条 災害時における支援に関する施策 について漠然としているので、災害時の避難所や避難先、自宅における支援に関する施策と修正した方がよい。  ②災害時、手話ができる人と手話通訳ができる人の区別をすることを意識した内容にするとよい。(第7条(4))  ③第7条(4)災害時における支援に関する施策について。災害時や緊急時における情報提供は、命に関わる重要な課題です。手話による情報発信の仕組みなどより具体的に明記されることで、ろう者の安心して地域で暮らすと考えると。今後の発展を期待したいと思います。  ④第7条(4)災害時、特に避難所でろう者が手話で意思疎通ができるよう手話のできる人または手話通訳者を設置することを明記してほしい。  ⑤第7条 施策の推進方針(4)災害時について 避難所でのろう者への情報提供支援についてのせてほしい。</p>	第7条第1項第4号	5	<p>貴重なご意見ありがとうございます。  本条例では、個別具体的な施策など細目的事項は、施策の推進方針として別に定める運用としており、実効性を高めるため、市は施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものと規定しています。  頂いたご意見は、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
17	<p><b>【協議の場】</b>  ①「ろう者、手話通訳者等」を選任される際は個人へ依頼するのではなく、さいたま市内で聴覚障害者福祉の向上に取り組んでいる団体から委員を選任されますよう併せて希望します。依って、条文を作成される際はそれらがみ取れるような文言の追加をよろしくお願いいたします。</p>	第7条第3項	1	<p>貴重なご意見ありがとうございます。  協議の場については、その在り方を含め、条例の運用の中で具体化が図られることが望ましいと考えています。  頂いたご意見については、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
18	<p><b>【財政上の措置】</b>  ①第8条の財政措置は必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする→必要な財政措置を講ずるものとする と修正してください。</p>	第8条	1	<p>貴重なご意見ありがとうございます。  財政上の措置については、努力規定よりも踏み込んだ条文案も議論しましたが、本市の他の条例の財政上の措置に関する規定や市長が予算提案権を持つことを考慮し、努力規定としています。</p>	素案のとおりといたします。
19	<p><b>【違反者への対応】</b>  ①ノーマライゼーション条例と同様に、企業等が、手話言語条例に違反した際の対応を条例に入れてほしい。</p>	—	1	<p>貴重なご意見ありがとうございます。  さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例(ノーマライゼーション条例)では、「障害者への差別の禁止等」を規定しており、差別をしたと認められる者に対する勧告や公表について規定していますが、市民等の責務として規定している事業者の責務について違反した際の対応に関する規定はありません。  本条例には禁止規定はなく、事業者の役割のみを規定していることから、条例に違反した際の対応について規定しておりません。</p>	素案のとおりといたします。

意見番号	ご意見の概要	該当条項	件数	ご意見に対するプロジェクトチームの考え方	修正等の対応
20	<p><b>【修正なし・素案に同意】</b></p> <p>①条例の文言はこちらが良いと思います。条例制定により、市の施策で、市民に手話は言語であることへの理解が広まれば、市民が語学として手話を学びやすい環境づくりが進むのではないかと思います。学校であれば語学の中から手話を選択できる、カルチャーセンターなら、趣味の欄でなく、語学の欄から手話講座を選べるようになるなどの変化を期待しています。手話を知っている、手話ができる市民が増えれば、条例の高次目的である、ろう者とうろ者以外の者が共生する地域社会の実現につながる一歩になる。</p> <p>②良く網羅された素案だと感じました。議員の皆さま、市民のためにご尽力くださりありがとうございます。</p> <p>③手話言語条例(素案)について 素案は、よくできており素案をさいたま市施策4つの柱である「誰も取り残さない」に合致しており、いち早い条例制定を望みます。</p> <p>④言語条例に同意します さいたま市で生活するろう者や、ろう者と共に生活する健聴者が、心身ともに健康に過ごすために、大変重要な条例であると考えます。 新生児スクリーニングなどで聴覚障害が発見された場合、聴力の程度に関係なく早期の対応が必要で、そのサービスはろう児にも保護者にも必要なものがある(手話への理解や、手話環境作りへの働きかけ)手話が言語であると認められることによって、手話でコミュニケーションをとり、ろう児者は本心を手話で話すことができ、共有言語として手話を話す健聴者とも共生することが可能になる手話で育ち、手話で育てる手話で教育を受け、手話で教育を行う手話で病状を伝え(肉体的病気・精神的病気)、安心して医療サービスが受けられるその様な社会になる第一歩であると思います。 手話を第一言語とするものが社会の一員として働き、個々の能力を発揮できる社会共に働く健聴者と互いに理解しあい、豊かな生活ができるさいたま市になることを期待します。</p> <p>⑤手話言語条例は、10年以上前から当事者の方々が願っていたものですので、今回市議会が条例制定に取り組んでくださったこととても嬉しく思います。早い制定を願っています。素案について、特に疑問や意見はありません。</p> <p>⑥さいたま市手話言語条例(素案)の内容を全面的に支持します。 言語条例が制定されれば、ろう者への支援活動も広がり、普通の生活の中だけではなく、災害時においてもスムーズな情報・支援が得られると思います。手話サークルとしても活動範囲が広がると期待が持てます。今年はデフリンピックもあるので是非ともさいたま市で言語条例が制定される事を望みます。</p> <p>⑦条例に対する修正箇所はありませんが、第1条の条例の目的である、手話に関する施策の推進や、ろう者とうろ者以外のものが共生する地域社会の実現に努めていただきたいと思います。</p> <p>⑧条文はこれで結構ですが手話奉仕員育成講座で養成する人員をもっと増やしたほうがいい。中身の充実を求める。</p>	—	8	貴重なご意見ありがとうございます。頂いたご意見については、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。

## 施策に対する具体的な提案

意見番号	ご意見の概要	該当条項	件数	ご意見に対するプロジェクトチームの考え方	修正等の対応
21	<p><b>【手話への理解促進・普及啓発】</b></p> <p>①さいたま市手話言語条例(素案)ができたことについて長く待っていた市の手話言語条例が制定に向けて推進されて嬉しい。条例の制定に向けて、ぜひ当事者の意見、思いを手話通訳等を通して耳を傾けて頂けますよう、お願いいたします。パブリックコメントは文章でのみ意見などが言える場である。当事者にとって社会的な障壁、障害は何なのかを多く当事者の声として理解する機会を作って、制定や施行に向けてバリアフリーのさいたま市を目指してほしい。</p> <p>②サッカー手話応援のようなイベントをもっと増やしてほしい。</p> <p>③「手話に関する市民等の理解の促進及び普及に関する施策」、聞こえない人たちが孤独を感じたり孤立することのないよう社会全体の障害理解を深めてほしい。</p> <p>④手話を知るきっかけ作りとして、駅に手話のあいさつのイラスト(ポスター)を貼り出すなど、手話が日ごろから市民の目に留まるようにしてほしい。</p> <p>⑤9月23日の手話言語の国際デーのイベントを、さいたま市の主催で開催してほしい。</p> <p>⑥手話を広めるための啓発リーフレットを作ってほしい。</p> <p>⑦市民に手話の必要性・必要としている人がいると広く周知してほしい。イベント等または目で見てわかる方法を行ってほしい。</p> <p>⑧駅や公共の場所で手話のわかる人、できる人がいたら安心ですし、小学校の授業などで、簡単な手話を教えて、広く、手話について知ってもらう事が大切。手話は難しいという思い込みをなくすように気軽に接する機会が増えてほしい。</p> <p>⑨子どものうちから、手話は目で見る言語である事を教え、例えば、学校登校時に先生が「おはよう！！」と声をかける時に「手話でも」声と一緒にしてもらおうと、自然と子どもも覚えらる。学校のけいじ板に指文字標のポスターを貼ると、より身近に感じられる。</p> <p>⑩早い段階から手話を学ぶ機会を作ることが大切。楽しく会話をできる場が必要又友達作りが必要。</p> <p>⑪手話を英語とならぶ一つの言語として認める以上は、外国人を「インバウンド」として多大な予算を使い、力を入れるのと同じくらいろう者の「インクルーシブ」も同じようにしてほしい。</p> <p>⑫挨拶やろう者が安心できる言葉など、みんなが覚えやすい手話で大きなポスターを作り、公共機関などに常時展示してほしい。</p> <p>⑬手話は言語であるという認識に基づき、手話の普及に関して手話が、多くの人の目につくよう公共の場にも手話を表示してほしい。</p> <p>⑭市民に手話を広く知ってもらうためにパンフレット等を作り、地域(町内会、民生委員等)へ説明を行って理解を促進し、手話が使用しやすい環境を作ってほしい。</p>	—	14	貴重なご意見ありがとうございます。本条例では、個別具体的な施策など細目的事項は、施策の推進方針として別に定める運用としており、実効性を高めるため、市は施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものと規定しています。頂いたご意見は、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。

意見番号	ご意見の概要	該当条項	件数	ご意見に対するプロジェクトチームの考え方	修正等の対応
22	<p><b>【条例・手話に関するサービス等の周知】</b>  ①職場や学校、また病院等の医療に関わる場で、手話による情報保証を希望した場合、手話通訳者による情報保障を得られる体制の周知。(同様意見他3件)</p> <p>②福祉制度をよく知らない聴覚障害者や市民に周知するために絵カードやお願いカードなどを添付した具体的で分かりやすいパンフレットを区役所で作って広めて欲しい。</p> <p>③事業者がこの条例の理念や、利用しやすいサービス、働きやすい職場環境などを考えることのできる情報提供などを行ってほしい。</p> <p>④手話通訳派遣制度のことをもっと周知して欲しい。</p> <p>⑤日本財団電話リレーサービスや遠隔手話通訳サービスについて詐欺と誤解されないように利用する方法や仕組みを分かりやすく市民に周知して欲しい。</p> <p>⑥手話以外にも筆談とか他の方法もあることを皆に知ってもらう、そうすれば災害時、コミュニケーションがとりやすい。</p>	—	9	<p>貴重なご意見ありがとうございます。  本条例では、個別具体的な施策など細目的事項は、施策の推進方針として別に定める運用としており、実効性を高めるため、市は施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものと規定しています。  頂いたご意見は、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
23	<p><b>【聴覚障害者への理解促進】</b>  ①手話を理解するためには、聴覚障害者への理解も不可欠。学校や市民講座などで手話の学習はもちろん、聴覚障害者について学べる機会を作してほしい。</p>	—	1	<p>貴重なご意見ありがとうございます。  本条例では、個別具体的な施策など細目的事項は、施策の推進方針として別に定める運用としており、実効性を高めるため、市は施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものと規定しています。  頂いたご意見は、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
24	<p><b>【教育の場における手話への理解促進・普及啓発】</b>  ①子供の頃から、きこえない人を知ることを知る機会を作る。小学校や中学校の児童生徒たちに、手話は授業で学んでいる英語と同じ様に言語であることを理解してもらい、学校で手話を学ぶ時間を作って欲しい。(同様意見他19件)</p> <p>②保育園や幼稚園では手話歌、小学校や中学校ではクラブ活動で手話を学べる環境を整えてほしい。</p> <p>③手話を広める為に、英語の様に、簡単な単語や文章など、小学校の頃から授業があると手話を知ってもらえるし、聾者への認識も高まる。今よりもっと良い繋がりがあがる。</p> <p>④幼稚園、学校等での手話を学ぶことも大切。</p> <p>⑤小学校・中学校・高等学校で手話を学ぶ時間を作る。</p> <p>⑥学校でもろうの人の事を知ってもらう様に授業の時間を作ってほしい。ろうの方との交流を取れる機会を作る。</p> <p>⑦子どもの頃から聞こえない人を知り、手話を学ぶ機会を作る。</p> <p>⑧小・中学校で「手話」を英語と同様に言語として学ぶ時間を作ってほしい。  授業の中で「聞こえない、聞こえにくい」という障害の特性を理解するためにも子供のころから手話でコミュニケーションをとるためにも手話の授業を作ってほしい。</p> <p>⑨普通小中学校の道徳の時間などでも手話の学習をしてくださると小さい時から相互理解できる人に育つと思う。障害を持っていても心健やかに成長できる助けになる。</p> <p>⑩子供のころから、手話という言語を知ってほしい、学校での「あいうえお」表のとなりに指文字表をおく。</p> <p>⑪英語が世界共通言語となり 今 小学校でも英語の授業をとり入れているように 手話も1つの言語として 理解を深めるため、また、小さいうちから ろう者の人達と 接する機会を増やすためにも手話の授業をとり入れてほしい。</p>	—	30	<p>貴重なご意見ありがとうございます。  本条例では、個別具体的な施策など細目的事項は、施策の推進方針として別に定める運用としており、実効性を高めるため、市は施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものと規定しています。  頂いたご意見は、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
25	<p><b>【ろう者とろう者以外の交流】</b>  ①聾者と健聴者との交流の場を増やしてほしい(小・中学校における定期的な交流会、公民館での手話入門や、ろう者との交流会など)。普通の人(手話を習っていない人)が手話を目にする機会が圧倒的に少ない。</p> <p>②せっかくろう学校があり、ろう者が集う場が多いさいたま市なので、区民まつりなどのような(もっと小規模でもかまいません)ろう者と関わるイベントなどがあると嬉しいですね。</p> <p>③ろう学校と一般の学校間の交流深めてほしい。</p> <p>④学校や企業において、手話やろう学校のことに触れる機会を作って欲しい。せっかくさいたま市にろう学校があるのだから、企業の人などに見学してもらい、学生が社会に出た時にどういった支援方法があるのかなどを考えるきっかけになると良い。</p> <p>⑤ろう学校の子供と聴こえる学校(地域)の子供とが交流できる時間(年1回ではなく学期毎に1回位)作ってほしい。</p> <p>⑥幼少の頃から手話が身近にある世の中にして欲しいので、小・中学校からろう者との交流をして欲しい。</p> <p>⑦小中学校だけでなく、高校でも手話を学ぶ機会、また、ろう者との関わり、お互いの学校訪問などがあると、自分達が知らないことが学べたり、お互いを知る機会になる。</p>	—	7	<p>貴重なご意見ありがとうございます。  本条例では、個別具体的な施策など細目的事項は、施策の推進方針として別に定める運用としており、実効性を高めるため、市は施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものと規定しています。  頂いたご意見は、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
26	<p><b>【市行事への手話通訳者等の配置】</b>  ①市主催の行事には全て手話通訳をつけ、いつでもろうあ者が気兼ねなく参加できるように予算確保して欲しい。そうすることによって手話の理解や啓発に繋がる。</p> <p>②さいたま市のイベントや行事等の時にも、きこえる人同様に情報を得る為にも、必ず手話通訳者が必要。</p> <p>③市内のイベント、行事には全部手話通訳をつけて欲しい。ろう者が「手話通訳がつくなら参加してみようかな」という考えではなく、どのイベントに参加しても当たり前の手話通訳者がいて情報が保障されるようにして欲しい。</p> <p>④市や学校など公共の行事等では、もっと手話通訳をつけて欲しい。日常で手話を目にする機会が増えれば、認知度も上がり、興味を持つ人が増えると思う。</p>	—	4	<p>貴重なご意見ありがとうございます。  本条例では、個別具体的な施策など細目的事項は、施策の推進方針として別に定める運用としており、実効性を高めるため、市は施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものと規定しています。  頂いたご意見は、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。

意見番号	ご意見の概要	該当条項	件数	ご意見に対するプロジェクトチームの考え方	修正等の対応
27	<p><b>【手話通訳者等の派遣】</b></p> <p>①地域活動、イベントなどに手話通訳を置いてほしい。</p> <p>②通院する時は、同性の通訳者を派遣してほしい。 救急の時、夜中でも通訳者を派遣してほしい。 手続きなど細かい内容が知りたい時に家族では通訳がむずかしいので通訳者の派遣をしてほしい。</p> <p>③職場に手話通訳者をつけてほしい。</p> <p>④手話通訳依頼する内容を緩和してほしい。(習い事、コンサート、映画舞台挨拶など)</p> <p>⑤手話通訳・要約筆記の利用範囲を広げて欲しい。</p> <p>⑥手話通訳者・要約筆記者の派遣制度の利用者の拡大してほしい。現在、身体障害者手帳を持っていないと利用できませんが、手帳未済でも必要とする人もいます。手話言語条例が制定され、聴覚障害を持つ人々が生活しやすい社会になってほしい。</p> <p>⑦手話通訳や要約筆記の派遣について、趣味などの娯楽も認めて欲しい。</p>	—	7	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 本条例では、個別具体的な施策など細目的事項は、施策の推進方針として別に定める運用としており、実効性を高めるため、市は施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものと規定しています。 頂いたご意見は、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
28	<p><b>【手話通訳者等の処遇改善】</b></p> <p>①手話通訳者・士の給料の補償をしてほしい。そうすることで、手話を覚えようとする人が増え、手話ができる人が、増えると思う。すこしでも早く、手話言語条例が、制定されることを、切に願っている。</p> <p>②全て手話講習会全コースの実技講師とアシスタントの報酬が上げてほしい。</p> <p>③聞こえない又は聞こえにくい子供達が通う特別支援学校(重複障害も含む)の先生方には手話を学んで(仕事の時間外ですよね)いる方には特別な手当などを与えるシステムがあれば、先生方の励みになると思う。</p>	—	3	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 本条例では、個別具体的な施策など細目的事項は、施策の推進方針として別に定める運用としており、実効性を高めるため、市は施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものと規定しています。 頂いたご意見は、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
29	<p><b>【災害時における聴覚障害者への対応】</b></p> <p>①災害時や、防災無線などの音声聞こえないと状況が判らない状態をなくす様にして欲しい。(同様意見他1件)</p> <p>②災害を想定して、保育園や幼稚園、小学校や中学校、公民館や図書館などに、ろう者のための情報保障として必要な、コミュニケーション支援ボードとバンドナを設置してほしい。</p> <p>③災害時の避難所にろう者が存在している事を前提とした対応のマニュアルを作成してほしい。(例えばテレビには字幕をつける、明るい場所を1ヶ所は作る、情報は紙に書いてまわるetc)</p> <p>④避難所における聴覚障害者への配慮の一つとして、情報を二次元コードから動画で見られるようにしてほしい。</p>	—	5	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 本条例では、個別具体的な施策など細目的事項は、施策の推進方針として別に定める運用としており、実効性を高めるため、市は施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものと規定しています。 頂いたご意見は、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
30	<p><b>【公共交通機関等における視覚的情報の環境整備】</b></p> <p>①市役所、各区役所、銀行、デパート、病院、スーパーマーケット、コンビニで聴覚障害者対策と整備を設けてほしい。(同様意見他1件)</p> <p>②電車の中に緊急時のテロップが出ると、ろうの方が何が起きてるか分かるので、そういった配りも欲しい。</p> <p>③災害時だけでなくふだんから手話や字幕が見られるテレビ番組を増やし、手話通訳のできる人がいつでもどこでも行けるようにしておかないと災害が起こった時には手おくれになってしまう。また最低でも公共施設にはすべて屋内信号装置を標準装備してほしい。</p> <p>④緊急時の車内放送などの手話通訳も電車内のモニターに配信してほしい。</p> <p>⑤公共交通機関において(無人窓口)での呼び出しはインターフォンだけでなく、目で見える伝達方法(チャットや駅員がくるなど)を普及して欲しい。</p>	—	6	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 本条例では、個別具体的な施策など細目的事項は、施策の推進方針として別に定める運用としており、実効性を高めるため、市は施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものと規定しています。 頂いたご意見は、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
31	<p><b>【テレビ中継等における視覚的情報の環境整備】</b></p> <p>①現在、さいたま市の行事には手話通訳者が派遣されているがテレビ中継が入る際 舞台上で手話通訳者が通訳を行っているにもかかわらず画面上では手話通訳者が映らないように撮影されている。誰のための手話通訳派遣なのか疑問。テレビを見るろう者に聴者と同じ情報を受け取れるようになってほしい。</p> <p>②県知事及び市長の会見、議会中継について現場には手話通訳がいるようだが、テレビ放送の時は通訳が画面から消えたり切れたりする。話す人と同じ画面で映るようにしてほしい。</p> <p>③さいたま市の行事に手話通訳がついていますがテレビに放送されるときは手話通訳が映っていない。テレビにも映してほしい。</p> <p>④さいたま市が発信するSNSに動画を配信する場合は、ワイプなどで手話通訳を付けてほしい。市役所や区役所のPRモニターに、手話通訳を付けてほしい。</p>	—	4	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 本条例では、個別具体的な施策など細目的事項は、施策の推進方針として別に定める運用としており、実効性を高めるため、市は施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものと規定しています。 頂いたご意見は、市執行部等と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。

意見番号	ご意見の概要	該当条項	件数	ご意見に対するプロジェクトチームの考え方	修正等の対応
32	<p><b>【災害時における手話通訳者等の配置】</b></p> <p>①災害時、避難所で手話ができる人を置いてほしい。(同様意見他12件)</p> <p>②災害が起こったとき、避難所で手話ができる人を置いてほしい。しかし、手話ができる人と手話通訳ができる人とは違うので、その区別はきちんとしてほしい。</p> <p>③災害時、避難所に手話ができる人を置いて欲しい。(テレビ電話や、遠隔手話通訳サービスなどの設置)</p> <p>④災害時、避難所において手話ができる人がボランティア活動をしやすい環境づくりをお願いしたい。</p> <p>⑤災害時、すべての避難所に手話ができる人を設置することは困難と思われるが、せめてろう者が居住する地域の避難所には速やかに設置できる体制を整えてほしい。例えば、事前に広く市民にリサーチできるのではないかな。避難時の要配慮者リストを作成する。そのための聞き取り調査票に『手話通訳者 必要・不要』の項目を設け、手話通訳者等の設置が必要な避難所を把握し体制を整えておく等。</p> <p>⑥避難所等で手話通訳者の設置が難しい場合、通訳者ではないが、手話ができる人を活用してほしい。そのために、地域に登録制度があることが望ましい。</p> <p>⑦災害時等に正確な情報提供できるよう→手話通訳者等有資格者の災害時等に常にコミュニケーションができ、安心できるよう→手話ができる人それぞれ、場面に合わせて、配置されるよう平時から考えてほしい。</p> <p>⑧災害時に手話の分かるスタッフがいるのがあたり前になるといい。</p> <p>⑨私の姉は、ろう者です。日常生活は聴者と変わりなく生活している。(細かな困りごとはあると思いますが…)最近色々な自然災害が多いです。ろう者は外見では障害があるとわかりにくい。近々、大地震があるのではないかと言われています。一緒に住んでいるわけではないのでそんな時避難先で困らないよう手話の情報を発信できるようにしてほしい。手話通訳者がいるととても安心です。</p>	—	21	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>本条例では、個別具体的な施策など細目的事項は、施策の推進方針として別に定める運用としており、実効性を高めるため、市は施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものと規定しています。</p> <p>頂いたご意見は、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
33	<p><b>【手話学習への意欲向上】</b></p> <p>①英検、漢検、数検と同じように手話検定も高校受験の内申書に記載できる検定にして、目標をもって手話を学ぶ環境を作る。</p> <p>②手話検定も英語検定と同じくらい普及に力を入れ、手話通訳士や手話を話せる人を雇う所にもそれなりのインセンティブを補助金として出してほしい。</p>	—	2	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>本条例では、個別具体的な施策など細目的事項は、施策の推進方針として別に定める運用としており、実効性を高めるため、市は施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものと規定しています。</p> <p>頂いたご意見は、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
34	<p><b>【手話奉仕員の活動の場の拡充】</b></p> <p>①奉仕員養成終了レベルの手話技術でも出来るボランティアなど(助けになる)活動の場を広げ、仕組みを作って欲しい。(同じ思いを持っている人は多いと思う。)</p>	—	1	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>本条例では、個別具体的な施策など細目的事項は、施策の推進方針として別に定める運用としており、実効性を高めるため、市は施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものと規定しています。</p> <p>頂いたご意見は、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
35	<p><b>【手話による交流の場の設置】</b></p> <p>①手話カフェのような、誰もが手話で話せる場が少ないので、経営を援助するような取組みを期待している。</p> <p>②手話講習会だけでなく、手話を学べる場、手話で交流できる場を設けてほしい。</p> <p>③ろうの子どもを持つ親の懇話会できる場所を設けて欲しい。</p>	—	3	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>本条例では、個別具体的な施策など細目的事項は、施策の推進方針として別に定める運用としており、実効性を高めるため、市は施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものと規定しています。</p> <p>頂いたご意見は、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
36	<p><b>【手話講師の養成】</b></p> <p>①ろう者が手話講師になるための養成をつけて欲しい。</p> <p>②手話指導者養成講習会を行ってほしい。</p>	—	2	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>本条例では、個別具体的な施策など細目的事項は、施策の推進方針として別に定める運用としており、実効性を高めるため、市は施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものと規定しています。</p> <p>頂いたご意見は、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。

意見番号	ご意見の概要	該当条項	件数	ご意見に対するプロジェクトチームの考え方	修正等の対応
37	<p><b>【手話講習会の拡充】</b></p> <p>①手話講習会を充実したものにすため、予算をしっかりとつけてほしい。(同様意見他4件)</p> <p>②現在、市で手話講習会が行われていますが、入門の受講対象者は修了後にボランティア活動ができる人となっています。その時点で受講をためらってしまう人がいるかと思うので、1回だけの受講でもいいので、手話についての講座を開き、手話に興味を持つ人が増えてほしい。(同様意見他3件)</p> <p>③聞こえない人たちの日常生活において、お店でも駅でも手話で通じあえる将来を目指して、通訳養成とは別に、手話講習会基礎終了者のための、上級講習会を行ってほしい。そのための予算をしっかりとつけてほしい。(同様意見他1件)</p> <p>④通訳者や通訳士とまではいなくても、日常会話ができるぐらいのスキルを持った方を増やすために、基礎コース終了後の通訳コースとは別の他のコースもあると良い。</p> <p>⑤手話通訳を養成するためには、時間がかかる。ボランティアなど手話ができる人を養成する講習会と、手話通訳を養成する講習会が別に開催されるとよい。どちらも一緒になった講習会よりも、別々の目的に合った講習会のほうが手話通訳者を養成しやすい。そのためには、しっかりした予算をつけるよう加えてほしい。</p> <p>⑥上級手話講習会や準備コース等を作ってほしい。通訳Iコースが昼も夜も大宮なのはあんまりです。せっかく勉強してきたのに通えないのでは、意味がありません。浦和のコースも必要です。</p> <p>⑦基礎コースと通1の間にもう1つコースを行ってほしい。夜のコースがもうすこしふえるといい。</p> <p>⑧どこでも手話で通じ合える社会を目標として通訳養成とは別に、奉仕員養成終了後に学べる場が欲しい。</p> <p>⑨私は市の手話講習会の入門、基礎を終えた者です。ろう者への理解も深まりとてもよい講習会でした。しかしもう少し勉強しなければまだろう者の皆さんの役に立つまでは達成できていない。年齢もいって手話通訳者への道が厳しいと感じる者でも、まだできることがあるように感じる。ぜひさらなる学びの場、上級者向けの講習会を設置してもらいたい。手話話者が増えることは社会を豊かにしていくと思う。</p> <p>⑩最近ではろう児難聴児が地域の学校に通う事が多くなっているのが教員にも手話を学ぶ機会を作れたら良い。&lt;大学の教職課程で必須になると良い&gt;同様に様々な職場でも手話を学べる様になると良い。</p> <p>⑪災害時でない時もコミュニケーションの手段として手話が必要だと思う。手話通訳士さんが増え、公共施設や避難所などに設置されると良いが、学校や地域で手話を学ぶ機会を作ってほしい。手話が少しでもできれば誰でもコミュニケーションをとることができると思う。さいたま市でも手話言語条例を成立させ手話の普及や環境作りに取り込んでほしい。さいたま市手話言語条例の制定遅すぎる。</p> <p>⑫様々な手話講習会を開く為の予算を組む&lt;手話通訳者等を育成する為の&gt;</p> <p>⑬手話通訳者が少ないと聴いている。講習会で学べる人数が増えたら良い。</p> <p>⑭手話講座をもっと増やしてほしい。例えば手話を習いたい方が途中で挫折してやめてしまわないように、多くのクラスを設定してほしい。通訳や手話奉仕員になるためには時間や習う場所が必要である。仕事を持っている人や家事との両立ができる事が大切である。</p> <p>⑮手話講習会の人数、勉強会等を増やしてほしい。予算を講習会に多くつけていただけたらうれしい。現状は続けたいと思いつながら試験が多く間口がすこせまいので、そこであきらめてしまうことも多いと思う。ずっと続けていけるように、交流会や講習会が増えたとたくさんの人に学んでもらえて上を目指してつづけていけると思う。</p> <p>⑯手話講習会の枠を増やしてもらえよう予算をとってほしい。(働きながら学べる機会がもう少しあると思う。)</p>	—	24	<p>貴重なご意見ありがとうございます。本条例では、個別具体的な施策など細目的事項は、施策の推進方針として別に定める運用としており、実効性を高めるため、市は施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものと規定しています。頂いたご意見は、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
38	<p><b>【難聴者・中途失聴者向けの手話講習会】</b></p> <p>①難聴者、中途失聴者向けの講習会を充実して欲しい。後天的に聴覚障害になると、手話を学べる場所が少なく、手話の習得に苦労している。</p> <p>②難聴者の為の手話講習会 中級・上級コースをやってほしい。難聴者が心置きなく通えるサークルが欲しい。</p> <p>③難聴者や中途失聴者が受けられる手話講習会、さいたま市は初歩の手話教室を数回だけ、埼玉県も入門と初級までしかやってくれない。東京都のように、中級上級まで手話講習会をやって欲しい。</p> <p>④難聴者が通いやすい手話サークルが地域にない。手話サークルは健聴者及びろう者を対象としており、難聴者は居心地が悪く長続きしない。難聴者や中途失聴者がストレスを感じずに通える手話サークルが地域に欲しい。</p>	—	4	<p>貴重なご意見ありがとうございます。本条例では、個別具体的な施策など細目的事項は、施策の推進方針として別に定める運用としており、実効性を高めるため、市は施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものと規定しています。頂いたご意見は、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
39	<p><b>【事業者への支援】</b></p> <p>①手話に関する取り組みをする業者や一般団体などに補助金を出し、取り組みやすくしてほしい。</p>	—	1	<p>貴重なご意見ありがとうございます。本条例では、個別具体的な施策など細目的事項は、施策の推進方針として別に定める運用としており、実効性を高めるため、市は施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものと規定しています。頂いたご意見は、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。

意見番号	ご意見の概要	該当条項	件数	ご意見に対するプロジェクトチームの考え方	修正等の対応
40	<p><b>【事業所等での手話利用】</b></p> <p>①市内のどこでも手話でコミュニケーションをとれるような施策を行なってほしい。(同様意見他7件)</p> <p>②駅をはじめ公共交通機関において、きこえない人が手話により情報を得られるサービスの提供に努めるよう指導してほしい。無人駅の対応等。(同様意見他2件)</p> <p>③職場では、さいたま市の手話講習会で手話を学べる環境を整えて、手話の普及に努めてほしい。(同様意見他1件)</p> <p>④ガス事業者の人が家に来たときコミュニケーションがとれない。筆談も難しい時があります。聴覚障害者の特性を知ってほしい。また、簡単な手話ができるように学習会を開催してほしい。指導はさいたま市聴覚障害者協会に依頼してほしい。(同様意見他1件)</p> <p>⑤公共機関などで、ろう者が安心して利用できるように研修などを設けて手話を学ぶ機会を作ってほしい。</p> <p>⑥近年駅の改札が無くなる時間がある。聞こえない人はとても困っている。ずっと駅員を配置してほしい。インターホンで呼ぶのは大変です。また若い駅員さんが障害者割引制度を知らないように困ったことがある。ちゃんと研修してください。あわせて聴覚障害者の特性と手話の学習会を開催してほしい。指導はさいたま市聴覚障害者協会に依頼してほしい。</p> <p>⑦職場の職員の方や同僚の人も手話を勉強して覚えてほしい。</p> <p>⑧旅館等、時間をすごす所等で安心してすごせるようにする病院に歯医者等に安心して行ける旅行でも手話ができるようにしてほしい。</p> <p>⑨駅の駅員さんが英語を話すように手話のできる人を配置してくださいと(駅やバス、交番など)ろうの子を持つ親として子供を外に出せる安心した環境ができると思う。親としての希望でもあります。子供の心が豊かになれますようにお願いします。</p> <p>⑩警察官も簡単な手話が出来たら良いと思う。そのためには警察学校等で簡単な手話を教えてほしい。手話を学ぶことによってろう者に対する理解も深まると思う。</p> <p>⑪タクシー運転手やバス運転手さんに簡単な手話を覚えてほしい。</p> <p>⑫最近では技術が進歩してきてQRコードをスマホなどで読み込むと簡単に手話通訳につながり画面越しに通訳を受けられるサービスがあるとの事。そういった技術を利用すれば、例えば公共交通機関、交番、無人ATMなど様々な場所で手話で情報が得られたりやりとりが出来、災害時でも役立つように思います。そういった工夫を進めていけたら便利になると思います。</p> <p>⑬私は文章が苦手なので交番、病院、歯医者や受付の人に手話を勉強して覚えてほしい。</p> <p>⑭あいさつを手話でするなど各施設に、手話通訳者がいたらいいと思う。</p> <p>⑮駅や電車、バス内、病院、市役所などで、スクリーンの案内で、日本語や英語の字幕案内がありますが、手話の映像での案内があると、誰もが、分かり、より身近に(手話が)感じられて良い。</p> <p>⑯公共交通機関の案内板に手話による情報提供を入れてほしい。</p> <p>⑰駅など公共機関、また病院などにおいて、きこえない人が手話により情報を得られるサービスの提供につとめて欲しい。</p> <p>⑱駅など公共交通機関での対応を考えてほしい。例えば、聞こえない人が窓口にいたとき、インターホンになっていて、聞こえない人としては、不便です。いつでも対応できるようにインターホンをやめて、手話の絵があるコミュニケーションボードを使って対応してほしい。</p> <p>⑲設置手話以外にも 手話をできる人 習っている人でも対応できる コンビニやお店 公共の場でも 協力できる場が増えたらいいと思う。</p> <p>⑳さいたま市の病院といえば、唯一のさいたま市立病院があるので、きこえない人が病気になる時に安心して受診、入院できるように病院という文言もあるといいと思う。</p>	—	31	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>本条例では、個別具体的な施策など細目的事項は、施策の推進方針として別に定める運用としており、実効性を高めるため、市は施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものと規定しています。</p> <p>頂いたご意見は、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
41	<p><b>【施策方針への関係者参画】</b></p> <p>①条例制定後の施策については、聞こえない人、ろう者の意見やその関係者の意見を取り入れて進めてほしい。</p> <p>②手話言語条例の制定に向けた取り組みに感謝申し上げます。施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者等の意見を聴くための協議の場の設置協議の場には学識経験者もいると推測する。選任される際はぜひ「手話言語」に造詣の深い方を聴覚障害の有無にかかわらず選任してほしい。</p> <p>③手話言語条例制定後の、委員会委員は、市内の関係団体代表に依頼してほしい。その後の学識経験者は、手話をよく理解している人を選出してほしい。また、手話言語条例制定市からも選出してほしい。</p>	—	3	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>本条例では、個別具体的な施策など細目的事項は、施策の推進方針として別に定める運用としており、実効性を高めるため、市は施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものと規定しています。</p> <p>頂いたご意見は、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
42	<p><b>【その他①】</b></p> <p>①手話講習会入門・基礎コースの会場数が減らして下さい。4ヶ所から2ヶ所(昼間1ヶ所・夜間1ヶ所) 実技講師の負担がかかってしまう。</p> <p>②第6条「事業者の役割」について地域社会において多くの人と接する立場にある事業者が、手話を言語として認識し、条例に基づいて協力していくことは、共生社会の実現に向けて非常に重要だと思います。一方で、現時点では「手話やろう者は自分たちには関係ない」と感じる事業者も少なくないと予想され、条例の目的や内容をどのように周知し、実効性のある形で運用していくのか懸念があります。事業者が実践的に関わられる仕組みを整備することが必要だと思います。</p> <p>③推進方針の策定や新たな財政措置を待つことなく、条例の主旨を踏まえ各部門の既存事業において、できることから直ちに取組を進めてください。</p>	—	3	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>頂いたご意見については、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
43	<p><b>【その他②】</b></p> <p>①手話言語条例の検討プロジェクトチームにろう者の方が参加できるとよい。</p>	—	1	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>本プロジェクトチームは要綱により、委員は議員で組織することと定めています。プロジェクトチームは、必要があると認めるときに関係者等に出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができるとしており、手話言語条例に関しては第4回会議において関係団体であるさいたま市聴覚障害者協会及びさいたま市手話通訳問題研究会の代表者から意見聴取を行ったところです。</p>	素案のとおりといたします。

その他要望

意見番号	ご意見の概要	該当条項	件数	ご意見に対するプロジェクトチームの考え方	修正等の対応
44	<p><b>【条例の制定】</b></p> <p>①手話(日本手話)と言う言語を、出来るだけ早く、国や市に制定、設置する事を大希望します。是非是非お願い致します。</p> <p>②手話言語条例を速やかに成立させてください。 制定後、市政全般において手話による情報提供やコミュニケーションの確保が可能になるよう、市は速やかに施策の推進方針を策定し、実効性ある施策を展開してください。</p> <p>③さいたま市にはノーマライゼーション条例があるのは承知していますが、聴覚障害者に温かい視線を注いだ手話言語条例を新たに制定することは決して屋上屋を重ねる施策にはあたらず大変好ましいことだと考えています。もっと早く取り組んでもよかったのではないかとこの位の施策です。東京デフリンピック開催年の今年条例が制定されるのは喜ばしいことです。</p> <p>④さいたま市の聞こえない方々、手話に関わる者にとって悲願のさいたま市手話言語条例です。何卒、よろしくお願い致します。</p> <p>⑤明るい未来を感じさせるものと感じました。多様化の時代、個々の姿を尊重し、意思疎通の為に相手(ろう者)の言語である手話を使ってみることを、「さいたま市手話言語条例(素案)」を拝読し、ろう者に限らず相手の状況をみる優しさや気づき市民同士の助け合い、地域コミュニティの発展にもつながるのではないのでしょうか。未来をつないでくれる子供達の心の成長にも通じる素案と思います。是非成立を期待します。手話言語条例検討プロジェクトチーム、委員の皆さん、最後まで頑張ってください。そして、スタートさせてください。</p> <p>⑥近年、ドラマやアニメで手話が取り上げられたり、手話ソングを見かける機会が増えたりして、手話に対する認知度は高まってきました。しかし、手話文化に対し無知ゆえに、ろう者がないがしろにされているように感じられるコンテンツが多く、本当の意味での共生が出来ているとは思えません。ろう者と聴者が互いに尊重し合い、共生する社会を実現させるためにもこの条例を成立させて下さい。</p> <p>⑦さいたま市の手話言語条例を策定いただき、ありがとうございます。私たち手話関係者にとっては14年越しの悲願でした。第5条の「市民の責務」基本理念にのっとり、手話を使用しやすい地域社会の実現に努めるについてお願いがあります。一般市民にとっては、手話を覚えなくてはいけないのか、と誤解される方がいらっしゃるかもしれません。「手話を使用しやすい地域社会」とは、聞こえない人が手話を使いたいと思った時に受け入れる土壌のある社会だと思います。自分が手話ができなくても、聞こえない人から手話を使用する権利を奪うことが無いような、周知をお願いしたいと思います。手話言語条例が制定されることで、さいたま市が更に豊かな土壌を持った社会となることを期待しています。</p> <p>⑧聞こえない人々への情報保障の確保、特に災害時における支援は生命にかかわる事であり、とても大事です。条例の成立を強くお願いいたします。</p> <p>⑨企業事業者には、言語条例という法律を制定しないと、弱者を無視して営利のみ追求する。どうか早く手話言語条例制定をしてほしい。</p> <p>⑩介護担当の職員があいさつなど簡単な手話を覚えてくれた。このようなことがもっと広がるような条例にしてほしい。</p>	-	10	<p>貴重なご意見ありがとうございます。頂いたご意見については、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>素案のとおりといたします。</p>
45	<p><b>【その他】</b></p> <p>①難聴者協会を使って欲しい。</p> <p>②日本手話はもちろん大切だが、日本語対応手話や中間手話も難聴者や中途失聴者にとって大切なコミュニケーション方法。声を出して話しながら手話をする者の権利も同様に認めて欲しい。</p> <p>③聾協の人は聾者と聴者しかいない考えだから、難聴者は肩身が狭いのもっと理解を持ってくれる人達が居ない。病院・市役所の人達が難聴を理解してないので行きにくい。もっと、理解をして欲しい。</p> <p>④手話って、聾者と聴者だけです？難聴者・中途失聴者もいますよ？そもその考え方が間違ってます！もっと、理解してください！！</p> <p>⑤手話とは別ですが… 補聴器購入の際の補助金ですが、片方分しか出ない事にも落胆しています。私は両耳が悪く、補聴器がないとほぼ会話が出来ません。片方分しか補助がないため、もう片方は完全に自腹で購入しています。両耳の補聴器に補助金が出るよう改定してほしい。</p> <p>⑥聴覚障害者の中にも盲ろうや重複障がい、車いす使用者、LGBT、障がい者手帳を貰えない人、様々な人がいることを知って欲しい。</p> <p>⑦ろう児(小学生)の放課後デイサービスを設けて欲しい。</p> <p>⑧昨年4月より民間でも合理的配慮が義務化されても一般企業ではまだまだ行き届いていないという話を聞く。手話などによる情報保障を始めとして小さな事でも配慮する様に指導が行き届くとよい。</p>	-	8	<p>貴重なご意見ありがとうございます。頂いたご意見については、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>素案のとおりといたします。</p>

その他

意見番号	ご意見の概要	該当条項	件数	ご意見に対するプロジェクトチームの考え方	修正等の対応
46	<p><b>【条例全体】</b></p> <p>①手話に関する施策推進のため、財政上の措置を講じるとあるが、手話を覚えられない中途失聴者、手話に頼らず日本語を身につけた聴障者に対しての支援、サポートはどうか？バランスは考えられているか？</p> <p>聴覚障害者の中でコミュニケーションが大変なのは実は中途失聴者である。口を読むことができないので手話も覚えられない。会話ができなくなり、これまでの人間関係がゼロとなる、というような厳しい環境に置かれる人が多い。ろう者は手話通訳とサポート者がおり、話を理解する手段を持ち合わせている。</p> <p>手話を使う、手話が通じる環境を整えようという意図は十分にわかる。しかし、手話を擁護することにより、逆に日本語を身につけることを阻害する要因となっていることにも留意して欲しい。</p> <p>日本手話で育つために日本語が苦手となり、社会に出て、仕事に日本語の指示が理解できずに仕事ができないとされて退職を選ぶものなど、マイナスは多い。手話を言語とした場合、その影響をさらに調べる、見極めることも必要である。日本語を身につけられないデメリットも理解して欲しい。</p>	—	1	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>本プロジェクトチームでは、「手話は言語である」という認識に基づき、本市における更なる手話への理解及び手話の普及に関する施策等の後押しとなるよう、理念的な条例の制定について検討を進め、条例素案を策定したところです。</p> <p>頂いたご意見のような課題があることについて、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
47	<p><b>【条例への期待等】</b></p> <p>①この条例ができたなら駅やお店に行ったときに手話が通じる。</p> <p>②この条例ができたなら、駅やお店に行ったときに手話が通じる場面が増えて当たり前になるのですよね。</p> <p>③ろう者の中には、ろう児として生きている者もおります。未成年のろう者も手話で生きる生活がより良いものになり、これからのさいたま市の未来に希望の持てるものになって欲しいとこの素案を読み、感じました。例えば、居住地域の学校に通いたいが手話で授業が行われないため諦めていた子供に、手話通訳がつくことで通えるようになる、昼間の一定時間無人になる駅でのインターホン越しの対応がテレビ電話のように顔の見える設備に変わる等、この条例の制定後ろう者も聞こえる人も同様にコミュニケーションが円滑になったと感じられる社会になることを願います。</p> <p>④一度にはなかなか難しい事はわかっていますが手話言語条例が制定されてすべての人々(ろう者、手話通訳者等、一般市民)が意見を出し合い工夫して少しずつ共生社会をめざして進んでいけたらと思います。とても楽しみです。</p>	—	4	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>頂いたご意見については、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
48	<p><b>【聴覚障害者の実情等】</b></p> <p>①災害時の避難誘導の声がわからない</p> <p>②昨今は大きな災害が日本や世界で起き、そのたびに情報が伝わらず被害が大きくなることもあるようです。先日の大船渡の山火事の際も避難された方が火事の情報がまったく入らず、とても不安だと言っていました。健聴者の感じる不安の何倍も聞こえない方は不安だと思います。災害時は命に関わります。</p> <p>③私の娘は耳が聞こえません。ろう学校では手話があたりまえの世界で本当に楽しそうに生き生きとすごしていました。今は卒業し、作業所で働いています。最初は手話が出来た人が、ほとんどいなく、さびしく、悲しい思いをしていたようですが、少しずつ職員や仲間の方が、手話を使ってくれるようになり、笑顔を取り戻しつつあります。聞こえない人にとって、手話は自分の気持ちを伝える命みたいなものだと思います。聞こえない人が手話を使って伝えても、受けとる側が手話を知らなかったら、伝わりません。</p> <p>④当方、成人になる少し前から聴力が落ち始めた難聴者です。さいたま市に住み始めて今年で30年になりますが、残念ながらさいたま市は難聴者にとってあまり住み易さを感じません。難聴者は聴社会とろう社会どちらからも弾き出されて肩身の狭い思いをしています。今回の手話条例の制定を機に、難聴者へも目を向けていただきたいです。よろしく願い致します。</p> <p>⑤ろう者の方が困る事に後ろから自動車や自転車など近づいても気がつかない</p> <p>⑥病院の先生やかんご師さんが手話を使って話してくれるのはとてもうれしかったです。</p> <p>⑦迷子になった時、手話ができる人が助けてくれました。</p> <p>⑧銀行や病院などで自分の名前を呼ばれることがわからない。電車やバスの内でアナウンスが聞こえない。</p>	—	8	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>頂いたご意見については、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
49	<p><b>【その他①】</b></p> <p>①第3条に「ろう者とうろ者以外の者が手話により意思疎通を行う権利を尊重する」とあるが、意思疎通を図るためには手話の普及が必須だと思います。小学校の総合学習やクラブ活動の時間に継続的に手話を学習する機会が増えると良いと思います。子供が学習することにより、各家庭での認知度も増え社会的に手話が言語として通用するようになれば良いですね。</p>	—	1	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>頂いたご意見については、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
50	<p><b>【その他②】</b></p> <p>①日頃から目にする機会が増えることで、手話やろう者に対する気持ちが、増えるとうい。</p>	—	1	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>頂いたご意見については、市執行部と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
51	<p><b>【その他③】</b></p> <p>①議会で採決された後の、施行までの流れを知りたい。</p>	—	1	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>議会で可決後は、速やかに公布し、施行となる予定です。</p>	素案のとおりといたします。
52	<p><b>【その他④】</b></p> <p>①昨年の通常国会に立憲民主党が手話言語法案を議員立法で出し今国会でも超党派での法案提出の動きが伝えられています。全国市議会議長会を通して法制定の意見書をまとめてもいいのではないのでしょうか。</p>	—	1	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>国の動きについては承知しているところです。また、さいたま市議会として手話言語法制定を求める意見書は提出済みです。</p>	素案のとおりといたします。

■ 集計結果

意見提出者	数	107名
意見項目	数	52件
修正項目	数	5件